

費用

項目	金額(消費税別)
相談申出費用(相談者負担)	30,000円(一回、2時間以内)
調停申立費用(申立人負担)	40,000円(第1回目の期日費用を含む)
期日費用(第2回目以降・当事者双方負担)	30,000円(一回、2時間以内)
成立費用(当事者双方負担)	解決額の8%(最低70,000円)
事前調査費用(資料の補完必要時・相談者負担)	50,000円に実費(印紙代等)を加算
調査・測量、鑑定費用(当事者双方負担)	事前の見積による
合意書作成後の費用(当事者双方負担)	境界標設置費用、登記手続、登録免許税その他

受付

まずは、お電話を!!

センター利用の前に、
福岡県土地家屋調査士会などによる
無料相談会をご案内できます。

福岡県土地家屋調査士会
境界問題解決センターふくおか **ADR**
Boundary Line Center Fukuoka

〒810-0073
福岡市中央区舞鶴三丁目3番4号 ライフピア舞鶴201号

TEL (092) 741-5884

FAX (092) 731-5202

URL: <http://adr.fukuoka-chousashi.or.jp/>



境界で困っている事はありませんか？

福岡県土地家屋調査士会 境界問題解決センターふくおか



人が社会で生きている以上
紛争を望まなくても逃げられない時があります。
そんな時、無視したり諦めたりするのではなく
それに向き合い
話し合いによる相互理解で解決しませんか。

● どんな時に利用できますか？

隣のブロック塀が越境？



境界でもめている



● 誰がやっていますか？

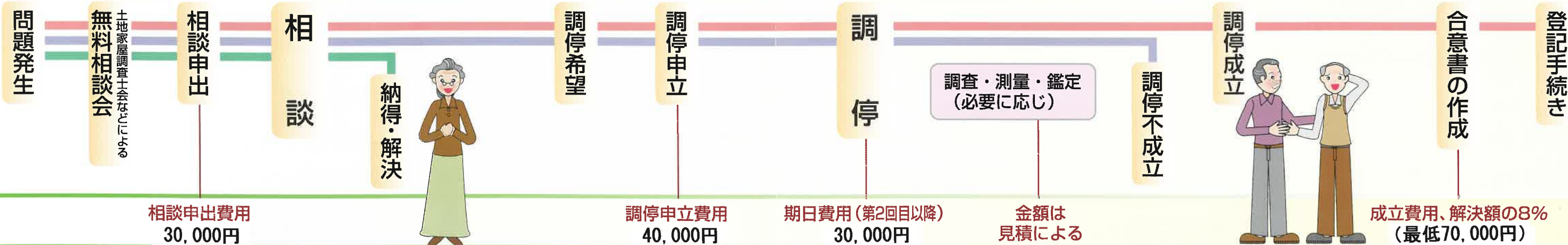
所定の研修を受け、
会長が任命した土地家屋調査士と
福岡県弁護士会の会長が推薦した弁護士が、
協力して相談と調停を行います。



とちかおくちょうさし 土地家屋調査士をご存知ですか？

土地家屋調査士は、土地家屋調査士法に定められた
国家資格者で、土地・建物の表示に関する登記に必要な
調査・測量・登記申請などを所有者に代わって
行うことを業とする専門家です。

解決へのながれ



● どうやって解決するのですか？

我々土地家屋調査士と弁護士が、双方の言い分をよく聴いた上で
公平、中立な立場で話し合いで解決するためのお手伝いをします。



公平

中立

非公開



● 組織のしくみは？

